

ように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

3 「【申請の理由】」の欄には、「特許料の減免（猶予）（特許法第109条）」のようにその旨を記載する。

【削る】

4 [略]

でと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

3 「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（免除又は猶予）（特許法第109条）」のようにその旨を記載する。

4 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。

5 [略]

備考 表中の「 」の記載は注記である。

(産業技術力強化法施行規則の一部改正)

第一条 産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 3 of the Industrial Property Law Enforcement Regulations, specifically regarding patent fee reduction applications and form requirements.

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【申請の理由】
【削る】
【提出物件の目録】

【備考】

1～3 [略]

4 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、設定登録前に特許料を申請するときは「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

5～15 [略]

16 第1条の3第3項の規定により、2以上の申請に係る申請書を一の書面で作成するときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が申請をするときは、「【出願番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該申請に係る出願番号を記載する。

【別紙】

特願○○○○—○○○○○○

特願○○○○—○○○○○○

ロ 特許権者が申請をするときは、「【出願の表示】」を「【特許番号】」とする。「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該申請に係る特許番号を記載する。

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【申請の理由】
【納付年分】 第 年分
【提出物件の目録】

【備考】

1～3 [略]

4 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第1年分から第3年分まで又は特許料の第1年分から第3年分までと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

5～15 [略]

16 第1条の3第3項の規定により、2以上の申請に係る申請書を一の書面で作成するときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が申請をするときは、「【出願番号】」及び「【納付年分】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該申請に係る出願番号及び納付年分を記載する。

【別紙】

特願○○○○—○○○○○○ 第1年分から第○年分

特願○○○○—○○○○○○ 第1年分から第○年分

ロ 特許権者が申請をするときは、「【出願の表示】」を「【特許番号】」とする。「【特許番号】」及び「【納付年分】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該申請に係る特許番号及び納付年分を記載する（複数年分を納付するときは、「第○年分から第○年分」。ハにおいて同じ。）。